

浸水警報装置及び排水設備は以下の機能要件を満たす設備を選定してください。補助対象となる具体的な製品については、補助金事務局では回答できませんので、機能要件を踏まえて、どのような製品を搭載するか造船所等と相談して決めてください。

## 1. 浸水警報装置

以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置であること。

- (1) 上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できる検知器である。
- (2) 検知器からの信号が伝達された場合に、船橋（操舵室）において可視可聴の警報を発する警報盤である。
- (3) 2以上の区画の浸水を検知する警報盤にあっては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できる。
- (4) 船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができる可聴警報を発する警報盤である。

## 2. 排水設備

(1)及び(2)の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成される排水設備又は(1)の要件に適合する可搬式の排水ポンプであること。

- (1) 当該船舶の船体長さ(小型船舶安全規則第2条第1項第2号の船体長さをいう。以下同じ。)に応じて、それぞれ以下の容量を有する。
  - ・船体長さが6m以下の船舶：10L/min以上
  - ・船体長さが6mを超え12m未満の船舶：20L/min以上
  - ・船体長さが12m以上の船舶：30L/min以上
- (2) 損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるよう、排水設備の吸排水管を配置している。